

裏面白紙

高等試験用紙

夏時刻の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令

周議同日 三三六三

公布同日 三三九一

政令第二八〇号

連結先
基準法監督課

備考

夏時刻から直ちに夏時刻に切り替えられる際は、凡日の第三土曜は二十五時を以て一日とせらるるを、代替時に跨る労働時間の定めらるる労働者の労働時間は、實際上、一時間延長されることになる。従って、現在あるに、基準法の制限一杯の労働時間を定めておける事業場があるは、基準法適用上、何らかの特例を認めなければ、労働時間に空白を生ずることになる。この政令は、右の理由で、基準法第三三、四〇の適用につき、一時間づつ制限を緩和するため、制定したものである。

右の如きものであるから、本政令は、労働時間の契約に直接影響を及ぼすものではなく、一時間延長し、基準法違反にならぬことを宣せしめるのみである。

政令第

夏時刻法の施行に伴う労働基準法の
特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に基き、ここに夏時刻法の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令を制定する。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條又は第四十條の規定は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働時間を定められてゐる労働者の労働時間については、^{九月の第二土曜日及びその日の属する週に限り}夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の施行に必要を限度で、それぞれ一時間を加えられたものとしてこれを適用する。但し、その加えられた労働時間に^{（休日等）}補しては、^{（休日等）}労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならぬ。

らなす。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

理由

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。

政令第 号

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令
内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を制定する。

- 1 使用者は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働することになつてゐる労働者については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に關する限り、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條又は^{現定}第四十條に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長することかできる。
- 2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならぬ。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣
内閣総理大臣

原本不明瞭

この件関係主任官
労働部事務官寺本 啓作

労働基準法第一四二号

夏時刻法の施行に伴う労働時間の

特例に関する政令の制定について

夏時刻法の施行に伴い労働基準法中労働時間に関する規定に
ついて特例を設ける必要がある。よつて別紙夏時刻法の施行に
伴う労働時間の特例に関する政令案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十三年八月十四日

労働大臣 加藤 勲 十

労働省

内閣総理大臣 吉田 均 殿

夏時刻法の施行に伴う労働時間の
特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の
規定に基き、ここに夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に關
する政令を制定する。

使業者は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわた
つて労働時間を定められている労働者について、その日に限り、
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條又は第
四十條の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長することが
できる。但し、その延長した労働時間に対しては、同法第三十
七條に定める割増賃金を支払わなければならない。

労働省

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

理由

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。

労働省

原本不明瞭

高等試験用紙

内

閣

裏面白紙

労働基準法第三十條及び第四十條の規定は、九月の第二土曜日から
 その翌日にかけて労働時間の定められてゐる労働者については、夏時刻
 法の施行に必要な限度において、それを一時間を加えたものとしてこれを
 適用する。但し、その加えられた労働時間に対しては、労働基準法
 第三十七條に定められた割増賃金が支給されるべきものとする。

昭和二十三年四月二十八日
法律第二十九號

夏時刻法

第一條 毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に^関し、時間の計算に^関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

労働基準法

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。
使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第四十條 第八條第四号、第五号及び第八号乃至第十七号の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に関する規定について、命令で別段の定を定めることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。

第三十七條 使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時一労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。
前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

基巻六七〇号

昭和二十三年四月三十日

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長殿

夏時刻法の施行に伴い労働基準法の運用上調整を要する事項に肉する件

今回電力の節約その他夏期における日光の活用を目的として夏時刻法が制定せられ、本月二十八日法律二十九号として公布せられた。その内容は別紙の通りである。同法の施行に伴い労働基準法の関係において調整を要する事項を生ずるのでこれについて次の如く取扱うこと、一、此の趣旨を一般に徹底せしめ法の運用に遺憾なきを期せられたい。

記

- 一、法令、労働協約、就業規則及び労働契約によつて定められている時刻は、四月の午一土曜日（本年は五月一日以下同じ）に続く日曜日から九月の午一土曜日までの間はすべて夏時刻によるものとあること。
- 二、四月の午一土曜日からそれに続く日曜日にかたつて労働時間を定められてゐる者の労働時間は、事実上一時間短縮せられることとなるか、この場合における賃金の算定方法は次によること。
- (イ) 労働時間数に依りて算定せられる賃金については実際の労働時間数によること。
- (ロ) 所定終業時刻の変動による所定労働時間数の短縮に対しては、その時労金の賃金を減額すること加ひること。この場合に特別の定めなくとも労働協約、就業規則、労働契約に抵触することにはならないこと。
- (ハ) 四の場合、普通賃金を支拂うことも使用者の自由であること。
- 三、九月の午一土曜日からそれ以後に続く日曜日にかたつて労働時間を定め

られてゐる者の労働時間には、事実上一時間延長せられることとなるが、それによつて労働基準法第三十二條又は第三十四條に定める労働時間を超えても別段の手続を要しないこと加政令で定められる見込があること。尚、その場合に同法第三十七條に定める割増賃金を支拂ねばならぬことも政令に併せ規定せられる筈であること。

四、四月の第一土曜日に続く日曜日（午前零時から一時までの間に休憩時間を定められてゐる者の休憩時間は事実上短縮又は消滅することになるが、労働基準法第三十四條の休憩時間は、繰替その他の処置によつて支拂ねばならないこと。

夏時刻法

第一條 毎年四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第一土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻、（夏時刻）を用いるものとする。但し特に中央標準時によることを定むる場合はこの限りではない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日（日曜日）は、二十三時をもちつて一日とし、九月の第一土曜日は二十五時をもちつて一日とする。夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時をもちつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時、回、の計算に關し、他の法律の規定の適用に關し、必要な事項は政令でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年において、この法律の第一條に於いて「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日（五月一日）」とする。

夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に
関する政令（案）

（二三七）

内閣は、夏時刻表（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に
基き、ここに夏時刻法の施行に伴う労働時間の特例に関する政令を制
定する。

使用者は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労
働時間を定められている労働者について、その日に限り、労働基準法
（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條又は第四十條の規定にかか
わらず、労働時間を一時間延長することができる。但し、その延長し
た労働時間に対しては、同法第三十七條に定める割増賃金を支拂わな
ければならない。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

理由書

夏時刻法の施行に伴い、^第労働基準法中の^第労働時間に関する規定との調整を計る必要があるによる。

裏面白紙

政令第

号

夏時刻法の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條の規定に基き、ここに夏時刻法の施行に伴う労働基準法の特例に関する政令を制定する。

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條及び第四十條の規定は、九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にわたつて労働時間の定められている労働者の労働時間（~~その~~）については、九月の第二土曜日及びその日の属する週に限り、~~その~~所定時間にそれぞれ一時間を加えられたものとしてこれを適用する。但し、その加えられた労働時間については、使用者は労働基準法第三十七條に定める割増賃金を支拂わなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

労働大臣

内閣総理大臣

理由

夏時刻法の施行に伴い、労働基準法中の労働時間に関する規定との調整を計る必要があるからである。

夏時刻終了の際における……法の特例に関する政令

内閣は、……

1 九月の第二土曜日からその翌日（日曜日）にかけて労働することになつてゐる労働者の労働時間については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に關する限り、労働基準法（号）第三十二條中「八時間」とあるのは「九時間」、同法第四十條の規定に基く特例として労働基準法施行規則（号）第二十六條及第二十九條において定められた労働時間についても、それぞれその所定時間に一時間を加えた時間に読み替えてこれらの規定を適用するものとする。

内閣

ならない。

附則